
「商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集」の結果について

令和5年9月28日
特許庁商標課
商標審査基準室

商標法第4条第1項第2項、第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方についてまとめましたので、以下のとおり公表いたします。

皆様方の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも産業財産権行政に御理解と御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和5年7月25日（火曜日）～令和5年8月23日（水曜日）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、特許庁ホームページ

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール、郵送

2. 意見募集の結果

提出意見数：2件

内訳（企業1件、匿名1件）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙「商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する意見募集」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

項番	該当箇所	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	記載なし	告示案については、該記章が明確に示されているので問題ないと思います。	本案の内容を支持する御意見と理解いたします。
2	アルゼンチン共和国の記章	「アルゼンチン」の国の記章として通知されている「Patagonia」の文字が入った標章について、パタゴニアは国ではなく、地方の名称のため、パリ条約第6条の3の要件を満たさない。特定の企業の商標の著名性と、商標登録ができなくなるにより被る不利益を鑑みると、保護を行うのは不適切ではないか。	<p>パリ条約第6条の3(1)では、(i)同条約の同盟国の紋章、旗章その他の記章、(ii)同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章、(iii)政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称((i)～(iii))について、以下「紋章等」といいます。)、(iv)紋章学上(i)～(iii)の模倣と認められるものについて、それらの商標登録を拒絶し又は無効とすることを義務付けております。我が国は、従来から、これらの紋章等と同一又は類似する商標登録出願の拒絶等を行っております。</p> <p>ご指摘のアルゼンチン共和国の記章（以下「本件記章」といいます。）についても、アルゼンチン共和国が、世界知的所有権機関の国際事務局に対して、国の記章として条約の適用を請求していることを踏まえ、パリ条約上の義務を適切に履行するため、これを大臣指定し、不登録事由及び無効事由とすることが必要と考えます。</p> <p>また、パリ条約の同盟国の紋章、旗章その他の記章の保護</p>

			<p>はパリ条約第 6 条の 3 (1)(a)に定められており、我が国商標法においては第 4 条第 1 項第 2 号において担保されています。その立法趣旨は、これらの商標としての使用はそれが表示するものの尊厳を傷つけ、また、一私人に独占を許すことは妥当ではないという点にあります。国際事務局から通知されたパリ条約の同盟国の紋章、旗章その他の記章については、従来からこの考え方にしたがって大臣指定されているものです。</p> <p>商標法第 4 条第 1 項第 2 号の立法趣旨を踏まえると、本件記章についても、仮にこれと同一又は類似の他人の著名な登録商標があるとしても、それをもって本件記章を大臣指定しないとするのは適当ではなく、パリ条約上の義務を適切に履行するため、国際事務局からの通知のとおり、本件記章を大臣指定し、不登録事由及び無効事由とすることが必要と考えます。</p> <p>商標法第 4 条第 1 項第 2 号の審査においては、国家の尊厳を保持するという公益保護の観点を踏まえ類否を判断しますが、商標全体がパリ条約の同盟国の紋章、旗章その他の記章と紛らわしいものでなければ同号に該当しないと判断しています。</p>
--	--	--	---